

令和3年度副検事の選考筆記試験問題

【憲 法】

第1問

国会が国の唯一の立法機関とされることの意味について論ぜよ。

第2問

以下の事項について条例で定めることの可否について論ぜよ。

- ① 罰則
- ② 法律の規制する事項と同一事項についての規制

令和3年度副検事の選考筆記試験問題

【民 法】

Aは、夫であるBの収入が減ったことから、不動産売却による収入を家計に補填する目的で、Bに無断で、Bから預かっていたBの実印等を利用し、Bの代理人としてB所有の土地をCに売り渡した。

第1問

- ① Cは、Bに対し、その土地の所有権移転登記手続をするよう請求することができるか。
- ② Cは、Aに対し、どのような請求をすることができるか。

また、予想されるAの反論及び同反論に対するCの再反論としては、どのようなものが考えられるか。

第2問

Cが請求しないでいる間にBが死亡した場合、CはAに対し、どのような請求をすることができるか。なお、BにはA以外に相続人がいなかったものとする。

逆に、Aが死亡してBがAの唯一の相続人であった場合、CはBに対し、どのような請求をすることができるか。

【刑法】

A（25歳・男）とその職場の同僚であるB（26歳・男）は、日中の職場でのトラブルでうっぷんを募らせ、帰宅のため、職場の最寄り駅に向かう途中の裏道で、一人酒に酔って千鳥足で歩いている甲（50歳・男）の姿を認めた。Aは、Bに対し、「イライラが収まらないから、あいつをボコボコに殴ってスカッしようぜ。」と申し向け、Bも「それ、名案。」と言ってこれに応じた。A及びBは、甲に近づくや、それぞれ、甲の顔面、胸部等を思い切り殴ったり蹴ったりし始めた。

甲に対する攻撃を開始して1分ほどした後、Aは、甲が非常に高価に見える腕時計をしていることや、その身なりから、甲が金持ちなのではないかと思い、どうせなら、このまま甲を攻撃して抵抗できなくさせ、甲が所持している金品も奪ってやろうと思い立った。

そこで、Aは、Bに対し、「こいつ、金持ってそうだから、ついでにとっちまおうぜ。」と言い、Bも「おう。」と言って応じた。A及びBは、そのやり取りのすきに、その場から逃げ出そうと走り始めた甲を追いかけて取り押さえ、引き続き、それぞれ、甲の頭部、胸部等を思い切り殴ったり蹴ったりした。甲は、ほどなくしてぐつたりとその場に横たわった。その頃、その場に近づいてくる男女数名の話し声が聞こえてきたことから、Bは、Aに対し、「人が来た。やばいから逃げるぞ。」と言つたが、Aは、「まだ何もとっていない。逃げたければお前だけ先に逃げろ。」と言つた。Bは、その場から逃走したが、Aは、Bが逃走した後もその場にとどまり、甲の腕から外した腕時計、その着衣を物色して見つけた財布をそれぞれ手に取ってその場から逃走した。

A及びBによる一連の攻撃によって、甲は、顔面打撲、肋骨骨折の傷害を負ったが、これらの傷害が、どの時点におけるA、Bいずれの攻撃によって生じたかは認定できない。

この場合におけるA及びBの刑法上の罪責を論ぜよ。

【刑事訴訟法】

令和3年4月16日午後11時頃、東京都H市I町1丁目2番3号先路上において、Vが刺身包丁で左胸部を刺される事件が発生し、犯人は、その場から逃走した。

たまたま同所を通行中であったWは、前記犯行を目撃し、「待て。」と言いながら、直ちに犯人を追いかけたが、約1分後、犯行現場から約200メートルの地点で犯人を見失った。

通報により駆けつけた警察官は、Wから、犯人の特徴及び犯人が逃走した方向を聞き、Wが指し示した方向を探した結果、同日午後11時30分頃、犯行現場から約2キロメートル離れた路上で、Wから聴取していた犯人の特徴と合致する甲を発見した。

警察官は、甲に対し、職務質問を実施したところ、甲が本件犯行を認めたため、①甲をVに対する殺人未遂罪により現行犯逮捕した。

一方、犯行現場には、通報を受けて救急隊が到着したが、Vは既に心肺停止状態にあり、その後、蘇生しないまま、搬送後の病院においてVの死亡が確認された。なお、Vの殺害に用いられた刺身包丁は、Vの胸部に刺さった状態で発見された。

甲は、その後の取調べにおいて、「乙からVを殺すよう指示されたため、殺すつもりで刺身包丁でVの胸を刺した」旨供述した。そこで、警察官は、甲の供述に基づき、乙をVに対する殺人の共謀共同正犯の被疑事実で通常逮捕した。

乙は、甲との共謀の事実を否認したが、検察官は、関係各証拠から、乙には甲との共謀共同正犯が成立すると判断し、「被告人は、甲と共謀の上、令和3年4月16日午後11時頃、東京都H市I町1丁目2番3号先路上において、Vに対し、殺意をもって、甲が刺身包丁でVの胸部を1回突き刺し、よって、その頃、同所において、同人を左胸部刺創による失血により死亡させて殺害したものである。」との公訴事実により乙を公判請求した。

その後、検察官は、乙に対する殺人被告事件の公判前整理手続において、裁判長からの求釈明に対し、②「乙は、甲との間で、令和3年4月10日、乙方において、Vを殺害する旨の謀議を遂げた」旨釈明した。

一方、乙の弁護人は、甲乙間におけるV殺害の共謀の事実を争い、「乙は、令和3年4月10日は、終日、交際相手である丙方にいた。」旨主張したため、本件の争点は、「甲乙間で、令和3年4月10日、乙方において、Vを殺害する旨の謀議があつたか否か」であると整理され、乙に対する殺人被告事件の公判における検察官及び弁護人の主張・立証も上記釈明の内容を前提に展開された。

第1問

①の現行犯逮捕の適法性について論ぜよ。

第2問

②の検察官が釈明した事項が訴因の内容となるかについて論ぜよ。

第3問

裁判所が、証拠調べにより得た心証に基づき、乙について、「乙は、甲との間で、令和3年4月12日、乙方において、Vを殺害する旨の謀議を遂げた」と認定して有罪の判決をすることが許されるかについて論ぜよ（①の現行犯逮捕の適否が与える影響については論じなくてよい）。

【検察庁法】

第1問

検察権の性質について論じた上で、検察官が独任制官庁とされていることの意義について、検察庁法の規定に触れつつ論ぜよ。

第2問

- ① 独任制官庁である検察官が、上司の指揮監督を受ける地位に置かれていることの意義と法的根拠について、論ぜよ。
- ② 検察事務について、検事正が部下検察官を指揮監督する方法・手段にはどのようなものがあるか、具体的に説明せよ。